

審 査 基 準

令和元年12月15日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 規 定：第6条第1項
処 分 の 概 要：保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続き）、第5条（保管場所標章の交付の手續）
審 査 基 準：法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間：第4条の政令で定める書面を交付したとき、又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときについては、7日（行政庁の休日は含まない。）。第5条の規定による届出を受理したときは、1日とする。
申 請 先：申請書は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部交通規制課駐車管理係 078-341-7441（内線5178～5179）
備 考：